主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人堀口嘉平太の上告趣意第一点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、 同第二点は、判例違反をいうが、原判決は所論の点につきなんら法律判断示してい ないから、その前提を欠き、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴 法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用 すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年三月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己
裁判官	関	根	\J\	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里口	清	太 隹